

1. 議事日程

〔平成23年第1回安芸高田市議会1月臨時会第1日目〕

平成23年 1月31日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例
日程第4 議案第2号 安芸高田市過疎地域自立促進基金条例
日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について
【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】
日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について
【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】
日程第7 議案第5号 工事請負契約の変更について
【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】
日程第8 議案第6号 工事請負契約の変更について
【安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事】
日程第9 議案第7号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
日程第10 発議第1号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番 先 川 和 幸 8番 山 根 温 子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	消防長	光下正則
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
佐々木事務局長。
- 佐々木事務局長 それでは諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がございました。
第3点、監査委員より、平成22年11月分及び12月分の例月出納検査の報告がございました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、7番 先川和幸君、及び8番 山根温子さんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告します。
平成23年第1回臨時会の運営につきまして、去る1月24日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日1日といたしました。
次に、本臨時会に付議されます案件は、議案第1号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例」のほか6件の議案、及び議員発議第1号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」についてでございます。
以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第1号 安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例

○藤井議長 日程第3、議案第1号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日平成23年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会には条例及び補正予算関係等の7議案を提出させていただきました。とりわけ12月の全員協議会において御説明いたしました、平成22年度国の一時補正予算円高デフレ対応のための緊急総合経済対策に関し、今回新たな基金の設置及び予算の補正にかかる具体的な対応について提案をさせていただいておりますので、どうかよろしく御審議を賜りたいと思います。

それでは、議案第1号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例」についての提案理由の御説明をいたします。本案は、国の補正予算による地域活性化・緊急総合経済対策のうち、住民生活に光を注ぐ交付金について基金を受け皿とする活用が可能となることから、当該事業に充てる基金を一時的に積み立てるため新たに安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金を設置するものであります。

慎重に御審議を下さり適切なる議決をいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第1号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例」の要点について御説明を申し上げます。

第1条につきましては、設置の目的を定めたものでございます。地域の活性化及び緊急総合経済対策のための事業に要する資金に充てるため、本基金を設置いたすものでございます。

第2条は、基金積み立てについて定めたものでございます。基金として積み立てる額は予算で定めることとしております。なお、本基金は平成22年度の国の一時補正により交付されます住民生活に光を注ぐ交付金を財源としており、当該交付金は基金積み立てし次年度以降新たな雇用の創出につながる事業の人件費等に充てたいすものでございます。後ほ

ど御審議いただきます平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）において5,000万円を基金積み立ての額といたしております。

第3条は、基金の管理について定めたものでございます。基金に属する現金は金融機関への預金その他最も确实有利な方法により管理をし、必要に応じ最も确实かつ有利な有価証券に入ることができることといたしております。

第4条は、運用益金の処理について定めたものでございます。基金の運用から生ずる収益、いわゆる基金預金利子については予算に計上してこの基金に編入するものでございます。

第5条は、繰りかえ運用について定めたものでございます。財政上必要があると認めるときは、确实な繰り戻しの方法、期間及び利子を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるものとするものでございます。

第6条は、処分について定めたものでございます。基金は設置の目的に従い、これを処分することができるものとするものでございます。

第7条は、相殺のための取り崩しについて定めたものでございます。基金を金融機関等に預け入れしている場合、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときに当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、取り崩すことができるものとするものでございます。

第8条は、委任規定について定めたものでございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行いたすものでございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第2号 安芸高田市過疎地域自立促進基金条例

○藤井議長 日程第4、議案第2号「安芸高田市過疎地域自立促進基金条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市過疎地域自立促進基金条例」についての提案理由を御説明いたします。本案は、過疎債のソフト事業に充当する経費の基金積み立てが可能になったことに基づき、安芸高田市過疎地域自立促進のための事業に要する資金を積み立てるため、新たに安芸高田市過疎地域自立促進基金を設置するものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第2号「安芸高田市過疎地域自立促進基金条例」の要点について御説明を申し上げます。

第1条は、設置の目的を定めたものでございます。過疎地域自立促進のための事業に要する資金に充てるため、本基金を設置いたすものでございます。

第2条は、基金積み立てについて定めたもので基金として積み立てる額は、予算で定めることとしております。なお、本基金は過疎債のソフト分を財源としており過疎計画に計上しております過疎地域自立促進特別事業いわゆるソフト事業に充当をいたすものでございます。後ほど御審議いただきます平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）において1億2,000万円を基金積み立ての額といたしております。

第3条は、基金の管理について定めたものでございます。基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理し、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができることといたしております。

第4条は、運用益金の処理について定めたものでございます。基金の運用から生ずる収益、いわゆる基金預金利子については予算に計上してこの基金に編入するものでございます。

第5条は、繰りかえ運用について定めたもので、財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるものとするものでございます。

第6条は、処分について定めたものでございます。基金は設置の目的に従いこれを処分することができるものとするものでございます。

第7条は、相殺のための取り崩しについて定めたものでございます。基金を金融機関等に預け入れしている場合、当該金融機関等に係る保険

事故が発生したときに、当該金融機関等に係る借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、取り崩しができることとするものでございます。

第8条は、委任規定について定めたものでございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行をいたすものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員 一点だけお伺いをいたします。この条例の運用についてでございますが、当該あるいは該当事案これらの主たる使い方の事例においてどんなものが考えられるのか、質疑をいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 使途先でございますが、御説明でも申し上げましたように過疎自立促進計画の中のソフト分の一覧表がございます。この中に集落の整備、過疎地域自立促進特別事業として農業関係のソフト事業でありますとか、それから交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進として生活交通体系の確保事業でありますとか、さらには生活環境の整備事業、これは水道施設維持管理の包括民営化の委託経費等、それから高齢者の保健及び福祉の向上及び増進に関する事業で、ファミリーサポートセンターの整備事業でありますとか、それから医療の確保といたしまして、妊産婦一般健康診査事業等、それから集落の整備として地域振興会の活動支援事業等の内容に充当する計画でございます。また具体的な事業につきましては基金を取り崩して予算を計上して議会へ上程をして御審議をいただくという手順になろうと思っております。よろしくお願いたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。他に質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第2号「安芸高田市過疎地域自立促進基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について

【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】

○藤井議長 日程第5、議案第3号「工事請負契約の変更について【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「工事請負契約の変更について」提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成22年議案第67号により議決を得た（仮称）安芸高田市給食センター建築本体工事の請負契約について工事内容の変更により、契約金額4億749万4,500円を2,056万4,250円増額し、4億2,805万8,750円に変更することについて議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは議案第3号「安芸高田市給食センター（仮称）建設本体工事請負契約の変更について」要点の御説明を申し上げます。

説明資料のほうをごらんをいただきたいと思います。こちらのほうに建築本体工事の概要のほうを掲載させていただいております。

4番目の工事概要の中の変更事項の欄でございます。主な変更内容といたしまして、休憩室・トイレ等の間仕切り変更。それからスポットクーラー等空調設備の追加による旧器仕様の変更。それから施設名のサイン工事の追加。外構工事といたしまして舗装それからフェンスの追加を行っております。理由といたしましては、衛生管理の強化を行うこと。また、関係工事等との調整により変更並びに追加を行っております。これらの変更によりまして、2,056万4,250円の増額により請負契約を変更することとしているものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

（異議なし）

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第3号「工事請負契約の変更について【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について

【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】

- 藤井議長 日程第6、議案第4号「工事請負契約の変更について【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第4号「工事請負契約の変更について」提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成22年議案第68号により議決を得た（仮称）安芸高田市給食センター機械設備工事の請負契約について工事内容の変更により、契約金額2億6,157万6,000円を1,594万50円増額いたし、2億7,751万6,050円に変更することについて議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

- 清水総務企画部長 それでは、議案第4号「安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事請負契約の変更について」要点の御説明を申し上げます。説明資料のほうごらんをいただきたいと思います。

工事概要についての第4の工事概要でございます。変更事項につきましては、手洗器の全自動方式等の変更、それからボイラー設備の一部仕様変更、それから敷地内雨水排水路工事の追加、季節の井戸の移設及び代替移動設備の追加を行うものでございます。理由といたしましては、衛生管理の強化を行うとともに、維持管理の向上のための変更、または関係工事との調整により変更追加を行ったものでございます。これらの変更によりまして、1,594万50円の増額により請負契約を変更するものでございます。

以上、要点の説明を終わります。

- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
18番 亀岡等君。

○亀岡議員　こういった事業におきましては、最終的には変更工事が出るということは普通あり得るというようなことも考えられますが、今回の契約の変更事項についてはそういった意味合いからも当然そうでなくてはならないというような面もあるわけですが、中には今日時点においてこれは当初からそうあるべきではなかったかというような部分もございまして、それにつきましてははいま少し関係する機関とか事業所とかそういったところと十分な疎通を図って対応されたほうが好ましかったのではないかと。もちろんその努力はされておることとは思いますが、そのように感じる部分もございまして。そういった点についてはいかがでございましょうか。

○藤井議長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長　清水盤君。

○清水総務企画部長　御質疑によりまして御指摘をいただいたことにつきましては、すべてのこういった工事の事業につきまして言えることであると思っております。当初設計の段階で十分な調査・研究のもとにこれまでも実施設計をさせていただいて発注をしておるということですが、専門的な部分についてはややもするとそういった十分な対応が当初設計に汎用されていないということもございまして。そういったことにつきましては先ほど御指摘いただきましたように、今後においてもこういった事業がございましてので十分な調査あるいは研究、専門の指導等を受けながら実施設計に反映をし、できるだけ変更事項が少なくなるような設計内容で発注をしていくというようなことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○藤井議長　以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長　御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号「工事請負契約の変更について【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長　起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第5号 工事請負契約の変更について

【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】

○藤井議長 日程第7、議案第5号「工事請負契約の変更について【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号「工事請負契約の変更について」提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成22年議案第69号により議決を得た（仮称）安芸高田市給食センター厨房設備工事の請負契約について工事内容の変更により、契約金額2億1,520万8,000円を1,202万400円増額し、2億2,722万8,400円に変更することについて議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第5号「安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事請負契約の変更について」要点の御説明を申し上げます。説明資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

この設備工事概要の4の工事概要の中の変更事項でございます。主な変更内容といたしまして、消毒保管庫等の追加、それから過熱調理機の仕様変更、それから保冷設備の追加を行うものでございます。理由といたしましては、衛生管理の強化を行うための機器等の追加、また作業能力の向上のための仕様変更を行うものでございます。これらの変更によりまして、計1,202万400円の増額により請負契約を変更するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 3号、4号、5号、今5号ですが、変更でお金が高くなって給食ということで安全が第一でございます。市長、この点につきまして、変更ということにつきまして非常に感じておられると思えます。職員の調査ミス、どうしてもいいよう、いいようにはしよるのが当たり前と私も確信しております。そこを市長、今後どう指導されたのか、指導していかれるのか、そこらの思いを一点お聞きしたいと思えます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えします。

先ほど、総務企画部長が答えたとおりでございますけど、工事発注後

大きな変更があつてはならないということなので、今後十分な調査をいたしますけど、ある程度こういう市町にあつては限界もあることは事実でございますので、いろんな手法を検討しながらできるだけ変更のないような研究をしてまいりたいと思っております。私も含めて研修を深め、よりいいこの発注ができるような体制づくりをしていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第5号「工事請負契約の変更について【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第6号 工事請負契約の変更について

【安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事】

○藤井議長

日程第8、議案第6号「工事請負契約の変更について【安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第6号「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成22年議案第70号により議決を得ました安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事の請負契約について工事内容の変更により、契約金額5億3,046万円を252万円増額し、5億3,298万円に変更することについて議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を下され、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長　それでは、議案第6号につきまして説明を申し上げます。

吉田小学校の校舎の耐震工事につきましては、おかげをもちましてほぼ終了する段階に入っております。そこでこの間、工事の追加等したものを取りまとめましたので、今回補正をするものでございます。額は252万円でございます。それでは、追加の資料をごらんいただきたいと思っております。

変更の概要でございますけれども建築工事と電気設備工事でございますが、主要には建築工事の中の校舎の外部改修工事で外壁が劣化をしております。足場を組みまして検査をいたしましたところ、こうしたクラック部分が非常に多いことが判明いたしましたのでこの部分を大きく変更するというを中心にして、外部建具につきましては自然給気をするということで換気扇からガラリというちょっと斜めに筋が入ったような形で自然に空気が入ってくるもの、これに変えること。それから外壁材でございますけれども、増に對しまして少しでも経費を安くということはいわゆる押出成形セメント版といういわゆる二次製品でございますが、それから塗装へ変えるということで減をするということをしております。

次に、校舎棟の内部の改修でございますけれども内部仕上材、これを減額して少しでも費用を抑えたいということで化粧ケイカル板という非常にきれいな製品でございますが、これから塗装に変えております。それから電気設備でございますけれどもコンセント、それからインターフォンを一部追加したところでございます。3ページ目、4ページ目に写真をつけておりますけれども、壁面に少し灰色がこいくなつたところに点々等を打つたところ、もしくは3ページの一番下の写真では斜線を入れたところ等々がございますけれども、ここがいわゆるクラックが入っているのが新たに発見をされましてこれに対する補修を加えたところでございます。

以上であります。

○藤井議長　これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

(異議なし)

○藤井議長　御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号「工事請負契約の変更について【安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第7号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

○藤井議長 日程第9、議案第7号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,720万3,000円を追加し、予算の総額を250億2,917万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税1億9,235万5,000円、国庫支出金3億6,764万8,000円、市債1億9,720万円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費7億2,409万4,000円、教育費3,310万9,000円をそれぞれ追加するものであります。また、地方債の補正につきましてはその借入限度額を46億2,100万円と定めるものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第7号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」について要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、国の第一次補正予算において円高デフレ対策のための緊急総合経済対策の中の地方支援策として普通交付税の増額ときめ細かな交付金、及び住民生活に光を注ぐ交付金の創設。また学校耐震化事業の推進による国庫補助事業費の増額並びに過疎債ソフト事業の基金積み立てが主な内容でございます。それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、10款の地方交付税1億9,235万5,000円の増額は国の一時補正予算による普通交付税の追加でございます。

14款の国庫支出金、2項の国庫補助金3億6,764万8,000円の増額は同じく国の一時補正予算によるきめ細かな臨時交付金と光を注ぐ交付金の計上と安全安心な学校づくり交付金の増額が主なものでございます。

21款市債、1項の市債1億9,720万円の増額は過疎債ソフト事業に充当いたします総務債と学校耐震化推進事業に充当いたします教育債を計上するものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。12、13ページをお願いいたします。2款総務費、1項の総務管理費、6目の基金管理費3億3,719万4,000円の増額は基金創設に伴う過疎地域自立促進基金1億2,000万円と地域活性化緊急総合経済対策基金5,000万円、及び財政調整基金に1億6,719万4,000円を積み立てるものでございます。7目の企画費は生活路線確保対策事業への過疎債充当による財源組み換えでございます。14目の地域振興費は3億8,690万円の増額で、きめ細かな交付金事業また光を注ぐ交付金事業に係る需用費660万円、役務費8万7,000円、委託料2,090万円、工事請負費1億7,750万円、備品購入費4,738万3,000円、負担金補助及び交付金3,440万円、公課費3万円をそれぞれ計上するものでございます。

予算書と一緒にお配りしております説明資料のほうをお開き願います。交付金の充当を予定しております事業の一覧でございます。事業概要につきましては、まず1ページの地域活性化のためのきめ細かな交付金事業が総額3億5,770万円で危機管理室所管の防犯灯設置事業以下21の事業。また、2ページの光を注ぐ交付金事業総額が7,920万円で危機管理室所管の青少年対策事業以下12事業を予定しております。この光を注ぐ交付金事業は地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策自立支援、市の地域づくり等に係る事業が対象とされております。ほとんどの事業が平成22年度当初予算に計上予定であったものを前倒しして予算化をいたしましたものでございます。国の緊急経済対策としての趣旨を勘案し、地域経済の活性化を目指し可能な限り市内事業者の受注に資するよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の14ページにお戻りいただきたいと思っております。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費3,310万9,000円の増額は同じく国の経済対策の一環として学校耐震化推進事業費を追加するもので、具体的には平成23年度に予定をしておりました吉田小学校新校舎分を前倒しして実施するものでございます。

4ページに戻っていただきたいと思っております。地方債の補正でございます。総務事業債を1億7,010万円、教育事業債を2,620万円それぞれ追加をして補正後の借入限度額を46億2,100万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 総括的なこととお伺いをいたしますが、平成22年度の予算化に対するあるいは事業に対する前倒しという性質のものだという補正とのことでございますが、先般発表されました総合計画の5カ年の実施計画がございます。これとの関係についてどういう影響を持つのか、そしてその計画との連動性についてはどういうふうにお考えなのか。そして今回の目玉であります基金積み立てでございますが、今後財政運営上どのような効果が期待できるのか、そこら辺についての質問をいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 最初の御質疑のほうの総合計画との関係でございますが、説明で申し上げましたように基本的には来年度予算のものを前倒して計上したということでございます。新年度予算に計上いたす事業につきましては、当然この実施計画に盛り込まれたものを予算化をしていくということでございますので、ここに前倒しとして計上しております事業につきましては当然実施計画に沿った内容で現在計画をしておるといふものでございます。

それから基金の関係の御質疑でございます。特に基金につきましてはソフト部門、過疎債の関係の基金につきましても光を注ぐ交付金の基金につきましても基本的にはソフト部分に充当の内容でございます。これらについてはいわゆる経常的なものもございまして、そういった意味では単年度の期間ではございますが経常経費についての抑制につながるというふうにご考慮いただいております。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 発議第1号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則

○藤井議長 日程第10、発議第1号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 提案理由を説明します。

発議第1号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」につい



て提案の理由を説明いたします。議会活動の活性化を図るため、本会議での質問に反問権を導入するとともに、全員協議会を正規の会議に位置づけするため会議規則の一部を改正したいとするつもりでございます。

反問権につきましては、質問の趣旨を問いただすことができるとし、さらに一般質問において運用しておりますが、一般質問や緊急質問の際に質問の論点や争点を明確にして議論を深めることができるように質問した議員に対して答弁者は質問できることを既定とし、これまでの弾力的に運用していた質問回数制限を撤廃するつもりでございます。

また、現在開催されております全員協議会は法的な設置根拠がないため、正規の会議として位置づけられておりません。議員相互あるいは執行機関と議員との議論を充実させるため全員協議会を地方自治第100条第12項で定める協議または調整を行うための場として会議規則に定め、正規の会議に位置づけるものでございます。なお改正規則は公布の日から施行するとしておりますが、協議または調整を行うため設ける改正規定は本年4月1日から施行することとしております。

以上で提案の理由を終わります。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 質疑を行いたいと思います。

反問権のことにつきましては、これからの議会のあり方としてその方向性は当然のこととは思いますが、これにつきましてもやはり私ども議会の側が本当に議会というのはということについてしっかり議会のあり方についてを勉強しながらやっていかなきゃいけないことだと。非常に反問権のことにつきましては、これまでを十分反省をしながら取り組んでいかなければいけないことだとこのように考えております。この件につきましてはそれといたしまして、全員協議会についてであります。法に基づく正規の会議ということにすることが本当に全員協議会のあり方としていいのだろうかとは私は少し疑問を持っておるところであります。これまでのあり方につきましては、言ってみればいろいろなどう言いますか、改めていかないといけないと思われる点もありますが、全員協議会のこれまでのあり方の中で私はよい点としては議員に必要な自由討議。自由討議というものが今もしっかりそれができているのかと言いますと、やっぱりそうではないと思える点があります。今必要なのは余り法に基づく正規の会議にして全員協議会までもそういった形でやるのがいいのか。特にくどいようではありますが、自由討議を今深めていくことが我々議会にとっていわんや改革を唱える上からも、私はその面は不可欠の問題であろうとこのように思っております。そこで質疑であります。そういった点についてはどのように発議者は考えておられるのか。特にこの発議の中の3ページ、別表としてありますことにつきましては議案の審査または議会の運営を管理し、協議または調整を行うと。議会運営委

員会もこれまでやってきた、行ってきた中身なんですよ。これを全員協議会で法的に位置づけた会議としてやっていくということになれば、議会運営委員会のほうはどうなるんであろうかと。こういった点をまずは質疑してみたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今回の亀岡議員に対してでございますが、全く委員会の中でもそういうことは出てまいりました。反問権に対しては、同情されるということでした。全員協議会も正式な委員会に位置づけるものとするということについて、自由討議ができないんじゃないかということも委員会の中にも多々出てまいったんですが、議会とある中において自由討議は正式な議会でできないのはなぜなのかということもありまして、よっぽど何かあれば休憩をしてやることもできるし、そこらの等で自由討議ができないということはなかろうということもあつたんですが、この全員協議会も正規のあれしたほうがいろんな説明の場合も書記等で残るんじゃないかということを重ねましてそのような方向に進めさせていただきました。また、議会運営委員会とのあれはない、議会運営委員会は今までとおりしゃくしゃくと進んで議事日程等を着実にやっていくということで協議いたしました。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 まず、全員協議会を振り返ってみますと、執行部とのかかわりでは報告等が盛んに行われてきたと思うんですね。この報告というのを発議者のほうではどのようにとらえられてこういった運びになってきたんであろうかというふうな思いもいたしております。申し上げるまでもなく、報告というのはその時点までの経緯、経過を明らかにして議会側に対する理解を求めていくということだというふうに思っておりますが、報告について例えば議論と言っては誤解が語弊があるかもわかりませんが、それ以上に深めていくものであろうかどうかというふうな思いもいたしております。正規の会議ということになると言うまでもなく議事録もびしゃつとすることでありましょうし、ならばそこらのことはどうなんであろうか。報告に対する質疑等を例えば深めていくということになればそういったことはどのように処理されていくのかというようなことも思っております。そこらの点についてはどのように整理をされてこの全員協議会の位置づけを今回のようにもつていかれたのか。そういった点をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今、亀岡議員のことも中には出ましたが、要するに報告の中には今の従来の全員協議会で行っていただいた報告でなつたときに、今度は本会議で

重複するということもございますし、全員協議会で正規の会議に位置づけますとそこらの報告が確実に報告ということじゃなくして議員にさわるということも出たということをお報告しておきます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより発議第1号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上をもって本臨時会の日程は全部終了いたしました。  
これにて平成23年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員